

平成20年5月1日から

# 戸籍住民窓口での「**本人**確認」が 法律上のルールになります。

戸籍や住民票は、個人情報に記載されている大切なものです。そのような証明書は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。また、他人が虚偽の戸籍届出や住民異動届出をすることにより、真実でない記載がされることのないようにしなければなりません。そこで、次のようなルールが法律で定められました。



## ●戸籍または住民票などの証明書の交付請求時には・・・

### 「本人確認」を行います。

窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住基カード、パスポートなど官公署発行の写真付の本人確認書類の提示により、確認を行います。

※上記確認書類のない場合は、健康保険証、年金手帳など複数の書類により確認します。

### 正当な理由を明示してください。

⇒本人以外の方からの請求について・・・

・自己の権利を行使したり、自己の義務を果たしたりするために戸籍の内容または住民票の記載事項を確認する必要があること

・国または地方公共団体の機関に提出する必要があることなどの正当な理由を、請求書に詳しく書くことが必要になります。

※代理人の方については、委任状の書面により代理権限の確認を行います。

## ●戸籍の届出または住民異動届出時には・・・

婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁または認知の届出(以下「婚姻等の届出」)、あるいは住民異動届出について以下の取り扱いが法律上のルールになります。

### 「本人確認」を行います。

窓口に来られた方について、「本人確認」を行います。確認の方法は、戸籍または住民票等証明書の交付請求の場合と同様です。

### 「通知」を行います。

戸籍届出や住民異動届をされた方の本人確認ができなかった場合は、ご本人に届出のあったことを通知します。

偽りその他の不正な手段によって戸籍証明書や住民票などの交付を受けた人は、  
刑罰が科せられます。

